

## 軽度者に対する福祉用具貸与に関する確認票

【 新規 更新 】

提出日 令和 年 月 日

氏名		住所	
被保険者番号		要介護度	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3
要介護認定有効期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
居宅介護支援事業所		介護支援専門員	
地域包括（担当）	<input type="checkbox"/> 大和 <input type="checkbox"/> 六日町 <input type="checkbox"/> 塩沢	包括担当者	
希望種目	貸与希望品（商品名）	貸与事業者	利用開始日
ア 特殊寝台及び特殊寝台付属品			令和 年 月 日
イ 床ずれ防止用具及び体位変換器			令和 年 月 日
ウ 認知症老人徘徊感知機器			令和 年 月 日
エ 自動排泄処理装置			令和 年 月 日

**【主治医所見】**

医療機関名		主治医氏名	
疾病名			
確認方法	電話・面接・主治医意見書・診断書・その他（ ）	確認日	令和 年 月 日

**【添付必要書類】**

- 認定調査票   
主治医意見書   
サービス担当者会議録   
利用者基本情報  
居宅サービス計画書（1）、（2）もしくは介護予防サービス・支援計画書   
サービス利用票別表

**【留意事項】**

- 1 「車いす及び車いす付属品」、「移動用リフト」の種目は主治医から情報を得て、サービス担当者会議等により貸与が必要と判断されれば、市役所へ確認票を提出する必要はありません。ただし、定期的なモニタリングを行い、必要性を検討、記録してください。
- 2 貸与品目の追加・変更がある場合は再度確認票（添付書類含む）を提出してください。
- 3 更新（変更）認定のときには確認票（添付書類含む）を再度提出してください。ただし、前回提出から60日以内に次の有効期間が開始するときは介護度が変わらなかったときに限り、確認票の提出は不要です。

**【保険者記入欄】** 受付日：令和 年 月 日

保険者意見 (承認しない場合はその理由)						承認印
部長	課長	参事	係長	係員	地域包括	

参考：厚生労働大臣が定める算定可能な状態

(ア) 1-4「3」又は1-3「3」 (イ) 1-3「3」 (ウ) 3-1「2, 3, 4」又は3-2～3-7のいずれか「2」又は3-8～4-15のいずれか「2, 3」又は意見書に認知症状の記載及び2-2「1, 2, 3」 (エ) 2-6「4」及び2-1「4」